

2021年9月15日 全10頁

# 投資信託の時価算定の取扱いが明らかに

## 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の改正

金融調査部 研究員 斎藤航

### [要約]

- 2021年6月17日に企業会計基準委員会は、投資信託などの時価の算定に関する取扱いを定めた「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を公表した。
- 投資信託で市場における取引価格が存在する場合は、その市場取引価格が時価と考えられる。
- 一方で、市場取引価格が存在しない場合で一定のケースでは、基準価額を時価としたり、時価とみなしたりすることができる（基準価額を時価とするか、時価とみなすかで注記の内容が異なる）。
- 本適用指針は、原則として、2022年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。

### 目次

1. はじめに.....	2
2. 投資信託の時価の算定に関する内容（投資信託財産が金融商品である場合）.....	2
3. 投資信託の時価の算定に関する内容（REITの場合）.....	5
4. 第三者から入手した相場価格の利用.....	7
5. 投資信託が金融商品と不動産の両方を含む場合.....	8
6. 組合等への出資に関する内容.....	8
7. 適用時期.....	8
図表1 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価に関するフローチャート.....	9
図表2 投資信託財産が不動産である投資信託（REIT）の時価に関するフローチャート.....	10

## 1. はじめに

2021年6月17日に企業会計基準委員会は、投資信託などの時価の算定に関する取扱いを定めた「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下、本指針）」を公表した。時価の算定方法に関する詳細な取扱いを定めた会計基準である「時価の算定に関する会計基準（以下、時価算定会計基準）」や適用指針は既に2019年7月に公表されていたが、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととされていた。また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記についても、一定の検討を要するため、投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。企業会計基準委員会の審議を踏まえ、本指針はこれらの取扱いを定めている。

なお、本指針が適用される投資信託は契約型、会社型のいずれも含む。また、「基準価額」には投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」における基準価額<sup>1</sup>のほか、同規則が適用されない海外の投資信託における基準価額も含まれ得る。

## 2. 投資信託の時価の算定に関する内容（投資信託財産が金融商品である場合）

投資信託財産が金融商品である場合の投資信託の時価の算定は、[図表 1](#)のフローチャートにまとめられる。

### 2.1 市場取引価格が存在する場合

まず、金融商品取引所（それに類する外国の法令に基づき設立されたものも含む）の上場投資信託で市場における取引価格（以下、市場取引価格）が存在する場合はその価格が時価と考えられる。その市場が主要な市場<sup>2</sup>となる投資信託の場合、時価算定会計基準第5項の時価の定義に適用からである。なお、ここでの市場取引価格は当該金融商品取引所における取引価格を意図しており、仮に相対市場における取引価格が存在する場合でも、市場取引価格には該当しない。

### 2.2 市場取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

市場取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求（以下合わせて「解約等」という）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、その基準価額を

<sup>1</sup> 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則第52条1項「投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあっては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。」

<sup>2</sup> 当該投資信託の取引の数量および頻度が最も大きい市場を当該投資信託の「主要な市場」という。

時価とする<sup>3</sup>。時価算定会計基準第5項において時価の定義を「資産の売却によって受け取る価格」（出口価格）としている点について、こうした一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、その購入および解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考えられるからである。

解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当するかについての重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う<sup>4</sup>。例えば、次のような制限のみがある場合は該当せず、前述の通り、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないと考え、基準価額を時価とする<sup>5</sup>。

- ✓ 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）
- ✓ 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続きの便宜のための最低解約額の設定
- ✓ 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの

### 2.3 市場取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

上場しておらず（市場取引価格が存在せず）、かつ、解約等に制限がありそれが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるときには所定の調整が必要になる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市場取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があったとしても、基準価額を時価とみなす取扱いを適用することができる<sup>6</sup>。

- ① 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（以下、IFRS）または米国会計基準に従い作成されている場合
- ② 当該投資信託の財務諸表がIFRSおよび米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号「公正価値測定」または米国財務会計基準審議会による会計基準のコード化体系のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合
- ③ 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産

<sup>3</sup> ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。

<sup>4</sup> ただし、その金額的重要性の定量的な目安を示すことは困難であり、目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられることから、重要な制限がある場合に該当する例については本指針で示されていない。

<sup>5</sup> 脚注3に同じ。

<sup>6</sup> 2.2における「基準価額を時価とする」取扱いは、2.2で述べた通り、基準価額を出口価格として取り扱うことができ、時価算定会計基準第5項の時価の定義に適用とされることから時価とするものである。一方で、2.3における「基準価額を時価とみなす」取扱いは、本来は、基準価額に所定の調整を加える必要があるものの、実務に配慮し、一定の要件を満たせば、基準価額を時価とみなすというものである。

「の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

この取扱いは、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえ、その影響が広範囲に及ぶことから、実務的な対応に配慮し、全体として時価算定会計基準と整合する評価基準となっていれば、基準価額を時価とみなすことができるというものである。時価算定会計基準はIFRS第13号「公正価値測定」（以下「IFRS第13号」という。）または米国会計基準による会計基準のコード化体系のTopic 820「公正価値測定」の定めを基本的にすべて取り入れる形で開発されている。また、時価算定会計基準を踏まえた「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の改正が行われたため、投資信託財産について、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合も、基準価額を時価とみなす取扱いがなされている。

上記要件について、投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価において、時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているかを確認することを求めると、適用の困難さが生じると考えられる。そのため、当該投資信託の財務諸表が、IFRS、米国会計基準またはこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認すればよいこととなっている。

### 2.3.1 基準価額を時価とみなす取扱い（2.3）を適用した場合の注記事項

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、他の金融商品とともに、時価の開示を行い、当該取扱いを適用した投資信託が含まれる旨を注記することが求められる（当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除く）。

また、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における時価のレベルごとの内訳等に関する注記に併せて、次の事項を注記する（連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することは不要）。

- |   |
|---|
| <p>A) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨</p> <p>B) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額</p> <p>C) B)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、B)の期首残高から期末残高への調整表</p> <p>D) B)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、B)の時価算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳</p> |
|---|

基準価額を時価とみなす取扱いをした場合、解約等の制限の存在に起因する所定の調整はなされないため、調整を行った場合のインプットのレベルについても把握されない。この状況において何らか他の金融商品とは別のルールによってレベル別の分類を定めたとしても、時価のレベルの持つ意味が不明瞭となり、財務諸表利用者にとって有用な情報とならないものと考えられるため、基準価額を時価とみなす取扱いを利用した際には、上記のように、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととなっている。

しかし、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないとした場合、財務諸表利用者にとって何らかの補完的な情報が必要と考えられる。そのため、投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除いて、調整表の注記が求められている。これにより、基準価額で貸借対照表に計上されている投資信託について、その増減が購入および売却等によって生じたのか、時価とみなしている基準価額の上昇および下落による評価替えによって生じたのか等が分かり、企業の対応の変化を理解することができるため、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられる。

### 2.3.2 海外の法令に基づいて設定された投信信託に対して基準価額を時価とみなす取扱い(2.3)を適用する場合

海外の法令に基づいて設定された投信信託に対して基準価額を時価とみなす取扱いを適用する場合は、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる。時価算定会計基準第5項に従うと、基準価額の算定日が時価算定日と著しく異なる場合は、投資信託の時価情報の有用性を損なう可能性がある。しかし、海外の投資信託は、実務上、月次で基準価額が算定されることが多いため、通常は1か月程度と考えられるとし、実務に配慮されている。また、投資信託財産の流動性が低い場合には、市場からの影響を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられるため、1か月を超える場合は、投資信託財産の流動性などの特性も考慮することとしている。

## 3. 投資信託の時価の算定に関する内容（REITの場合）

投資信託財産が不動産である場合の投資信託（REIT）の時価の算定は、[図表2](#)のフローチャートにまとめられる。

市場価格のないREITの場合、現状では、時価をもって貸借対照表価額としているケースのほかに、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に取得原価をもって貸借対照表価額としているケースがある。しかし、以下に記述するように、本指針では、市場価格のないREITの場合でも、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一している。

時価のレベルに対する概念を取り入れた「金融商品に関する会計基準」では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は想定されないとしており<sup>7</sup>、有価証券は原則として時価をもって貸借対照表価額とすることとしている<sup>8</sup>。さらに、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、REITは通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながる

<sup>7</sup> たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしているためである。

<sup>8</sup> たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする市場価格のない株式等は除く。



るものと考えられる。

### 3.1 市場取引価格が存在する場合

投資信託財産が金融商品である場合と同様に、市場取引価格が存在する場合は、その市場取引価格が時価になると考えられる。

### 3.2 市場取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合

投資信託財産が金融商品である場合と同様に、市場取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求（以下合わせて「解約等」という）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、その基準価額を時価とする<sup>9</sup>。

リスクの対価が求められるほどの重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。これに該当しない例示は、[2.2](#)と同様である。

### 3.3 市場取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合

上場しておらず（市場取引価格が存在せず）、かつ解約等に制限があり、それが市場参加者からリスクの対価が求められるほどの重要性があるとき基準価額を時価とみなす取扱いを適用することができる。

投資信託財産が金融商品である場合は、金融商品は時価算定会計基準の対象であるため、投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているかを本来は判断する必要があるものの、実務に配慮し、投資信託の財務諸表が時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられているかを判断すればよいとされている（[2.3](#)参照）。一方で、REITの場合、投資信託財産である不動産については、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、本指針では、当該REITを構成する個々の投資信託財産の評価について時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととしている。従って、REITの場合は、投資信託財産が金融商品である場合と異なり、投資信託の財務諸表がIFRSや米国会計基準など時価算定会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けられていない。

<sup>9</sup> ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない（企業会計基準委員会は、時価の定義を満たす価格を算定する他の方法がないとは言えないが、具体的なケースを想定したものではないとしている）。

### 3.3.1 基準価額を時価とみなす取扱い (3.3) を適用した場合の注記事項

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、他の金融商品とともに、時価の開示を行い、当該取扱いを適用した投資信託が含まれる旨を注記することが求められる（当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除く）。

また、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における時価のレベルごとの内訳等に関する注記に併せて、次の事項を注記する（連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することは不要）。

- E) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨
- F) 基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額
- G) F)の合計額に重要性がない場合を除き、F)の期首残高から期末残高への調整表

基準価額を時価とみなす場合、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記は不要である。一方で、時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳が不要である点が、投資信託財産が金融商品である投資信託の場合と異なる。投資信託財産である不動産については、時価算定会計基準の対象に含まれないことから、解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、時価算定会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられるためである。

### 3.3.2 基準価額を時価とみなす取扱い (3.3) を適用した場合の基準価額について

基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、REIT の場合、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる（基準価額の洗い替え頻度が一般的に半年である非上場不動産投資信託など）。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用な情報と考えられるため、REIT については、時価の算定日における基準価額がない場合、入手し得る直近の基準価額を使用する。

## 4. 第三者から入手した相場価格の利用

基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、原則、第三者から入手した相場価格として、時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断する必要がある。ただし、基準価額を時価とする取扱い (2.2、3.2) を適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、時価算定会計基準に従って算定されたものであると判断ができる。基準価額を時価とみなす取扱い (2.3、3.3) を適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、時価算定会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができる。

## 5. 投資信託が金融商品と不動産の両方を含む場合

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託または投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、企業が実態に合わせて判断することが必要となり、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断する。

## 6. 組合等への出資に関する内容

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等（匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等）への出資については、時価の注記を要しないこととし、その場合、次の事項を注記する。

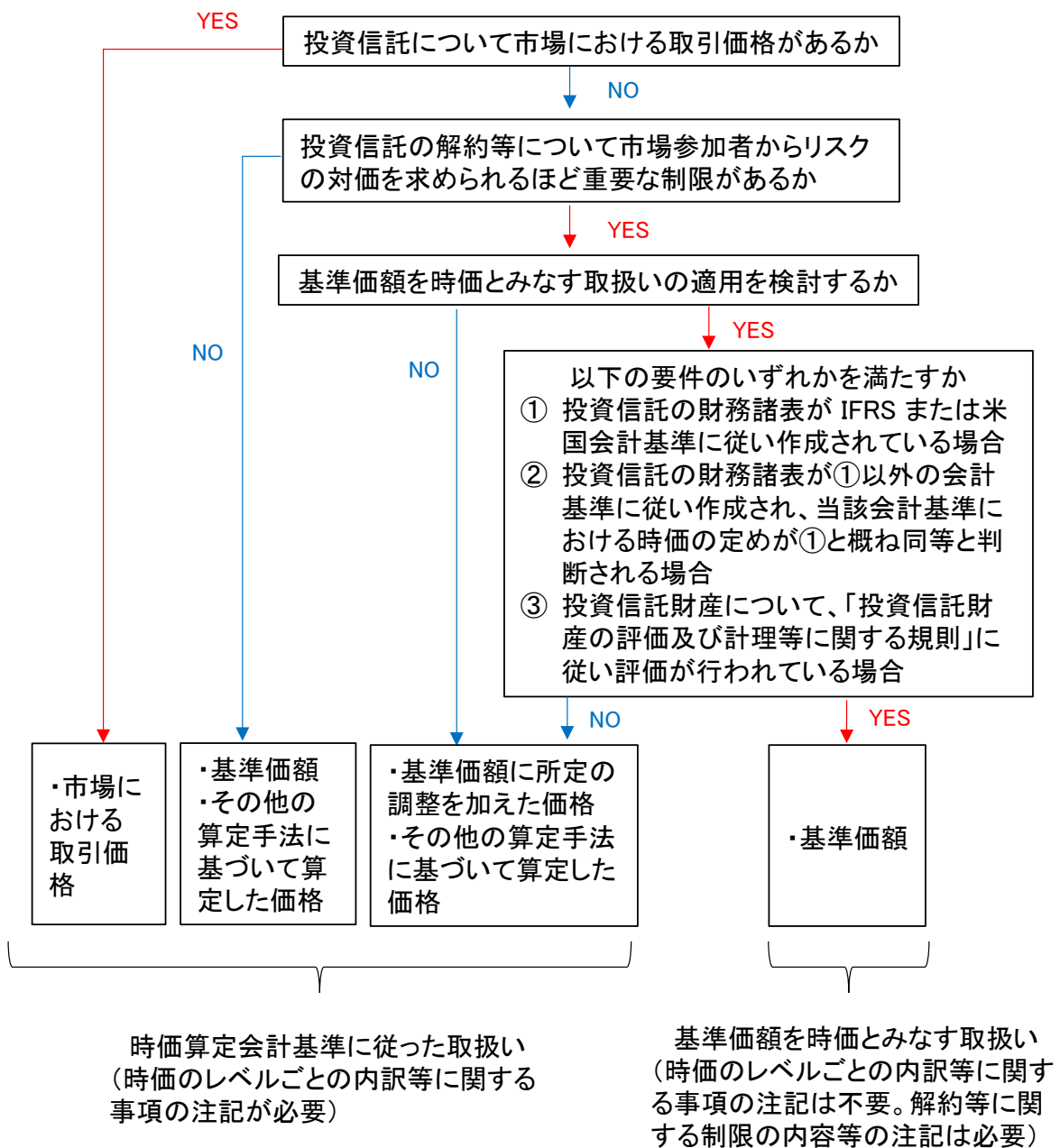
- ✓ 時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記を行っていない旨
- ✓ 時価の注記を要しないとする取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

## 7. 適用時期

本指針は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。ただし、速やかに適用することへの一定のニーズがあると想定されることから、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から、または2022年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から早期適用することができる。

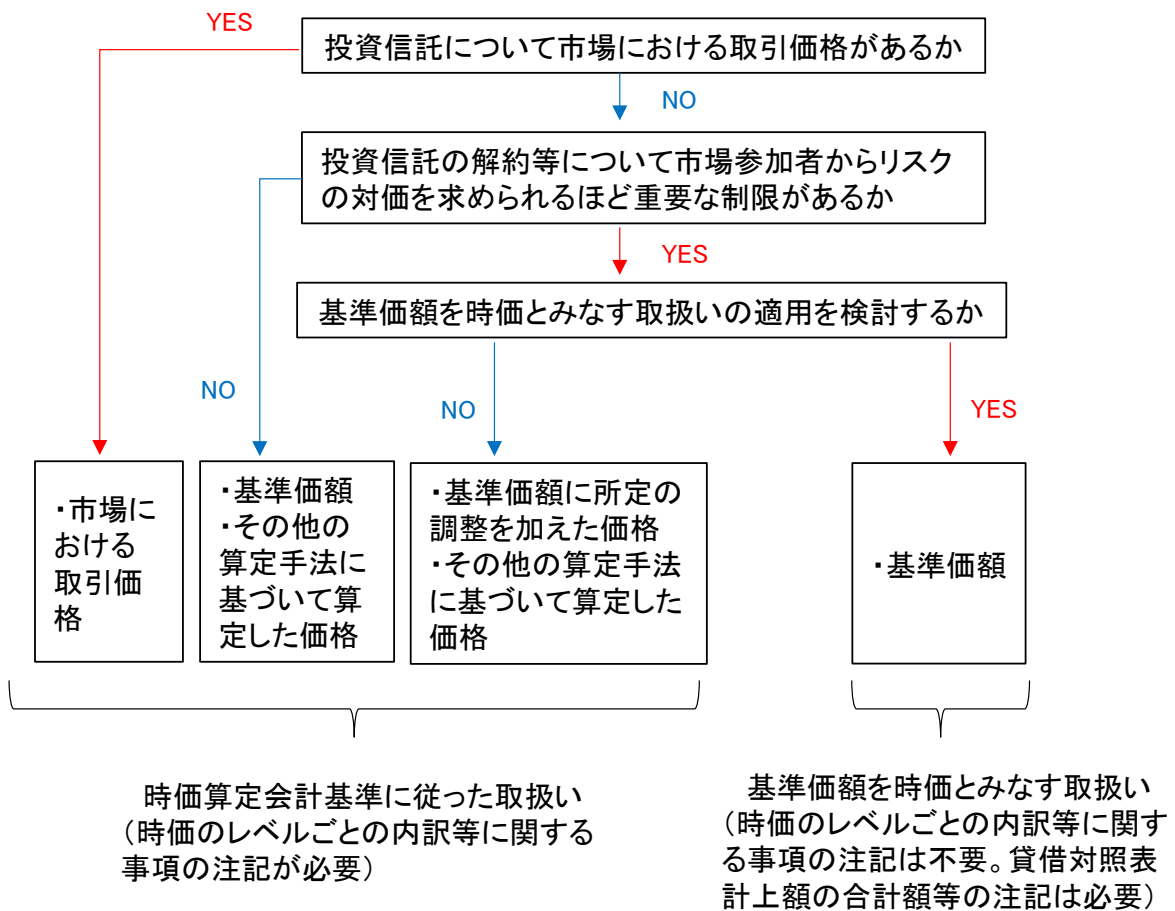


図表 1 投資信託財産が金融商品である投資信託の時価に関するフローチャート



(出所) 企業会計基準委員会『時価の算定に関する会計基準の適用指針』の公表(2021年6月17日)などより大和総研作成

図表2 投資信託財産が不動産である投資信託（REIT）の時価に関するフローチャート



(出所) 企業会計基準委員会『時価の算定に関する会計基準の適用指針』の公表(2021年6月17日)などより大和総研作成